

日医発第 1723 号（地域）
令和 4 年 1 2 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

江澤 和彦

今村 英仁

（公印省略）

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期間について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

病床機能報告及び外来機能報告については「令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」を令和 4 年 9 月 2 6 日付け日医発第 1245 号（地域）にて、その報告期限の延期については「令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期限の延期について」を令和 4 年 1 1 月 1 7 日付け日医発第 1626 号（地域）にて貴会宛にお送りしております。

本件は、延期となっていた病床機能報告及び外来機能報告の「報告様式 2」について、NDBの一部レセプト情報の補正作業を行う必要があると判明したことによる対応について周知を依頼するものです。

具体的には、今般の事象に影響を受ける外来機能報告については、令和 5 年 2 月下旬から 3 月上旬に開始することを目途に、報告期限を含めた詳細は改めて連絡予定であり、影響のないことが判明した病床機能報告については、令和 4 年 1 2 月 8 日より集計結果を G-MIS（医療機関等情報支援システム）上に標示し、報告を開始し、報告期限を令和 5 年 1 月 1 3 日までに延期することとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、本件については、報告対象医療機関等が報告時に原則使用する G-MIS のお知らせ機能により、厚生労働省から周知予定でありますことを申し添えます。

医政地発 1207 第 2 号
令和 4 年 12 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期間について

標記について、別添のとおり、各都道府県に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われますようご配慮願います。

医政地発 1207 第 1 号
令和 4 年 12 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期間について

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」（令和 4 年 9 月 20 日付け医政地発 0920 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、報告期間を 10 月 1 日から 11 月 30 日までとし、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月診療分（令和 4 年 4 月審査分）までの電子レセプトがある医療機関については、厚生労働省が集計した結果（以下「集計結果」という。）を令和 4 年 11 月 1 日から医療機関等情報支援システム（G-MIS）上に表示させることとしていたところでした。

先般、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、病床機能報告及び外来機能報告における報告様式 2 の報告開始を延期することを御連絡していましたが、この度、集計のために参照しているレセプト情報・特定健診等データベース（NDB）において一部レセプト情報の補正作業を行う必要があることが判明しました。

本事象の影響を受けた外来機能報告と影響がないことが判明した病床機能報告それぞれについて、下記のとおり対応いただくこととしましたので、病床機能報告対象病院等、外来機能報告対象病院等及び外来機能報告を行う意向を有する無床診療所に対して周知いただくようお願いします。

なお、上記については、G-MISのお知らせ機能等により周知するとともに、関係団体の長にも別添のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 報告様式 2 の報告開始日について

（1） 病床機能報告

令和 4 年 12 月 8 日より集計結果を G-MIS 上に表示し、報告を開始します。

（2） 外来機能報告

一部レセプト情報の補正作業後に再度集計を行う必要があるため、令和 5 年 2 月下旬から 3 月上旬に開始することを目途に、詳細については改めて御連絡します。

2. 報告期限について

(1) 病床機能報告

報告様式1, 2ともに、その報告期限を令和5年1月13日までに延期します。

(2) 外来機能報告

外来機能報告の報告期限については、報告様式2の報告開始日と併せて御連絡します。

※ 病床機能報告及び外来機能報告における報告期間については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の6第1項及び第30条の33の11第1項の規定により、10月1日から11月30日とされていますが、11月30日を超えても、「2. 報告期限について」に記載の報告期限までに報告がされた場合には、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13第5項及び第30条の18の2第2項の命令の対象になるものではないことを申し添えます。